

脱炭素アドバイザー資格制度の 認定にかかるガイドライン検討会

第2回検討会資料

2023年2月10日

FOR DISCUSSION ONLY

日 時：2月10日（金）12:00～14:00

場 所：Webミーティング

出席者（敬称略）

委 員：

座長 竹ヶ原 啓介（株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所 エグゼクティブフェロー 兼 副所長）

淡路 睦 （一般社団法人全国地方銀行協会 会長行 株式会社千葉銀行 取締役常務執行役員）

松川 恵美 （一般社団法人CDP Worldwide-Japan シニアマネジャー）

森本 英香 （一般財団法人持続性推進機構 理事長）

家森 信善 （神戸大学経済経営研究所 教授）

オブザーバー： 経済産業省、中小企業庁、金融庁、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、日本商工会議所、全国商工会連合会、公益社団法人日本青年会議所、一般社団法人金融財政事情研究会、一般社団法人日本カーボンニュートラル協会、一般社団法人炭素会計アドバイザー協会、株式会社経済法令研究会、銀行業務検定協会、一般社団法人金融検定協会

議 題

1. 環境省からのご挨拶 国定勇人 環境大臣政務官

2. 議事

（1）制度全体像の振り返り（資料1）

（2）前回検討会のご意見に基づく論点整理と対応方針のご説明（資料2）

（3）論点に基づく類型の再整理のご説明 （資料3-1、3-2）

（4）ガイドラインの内容に係るご説明

①ガイドラインの全体構成のご説明（資料4）

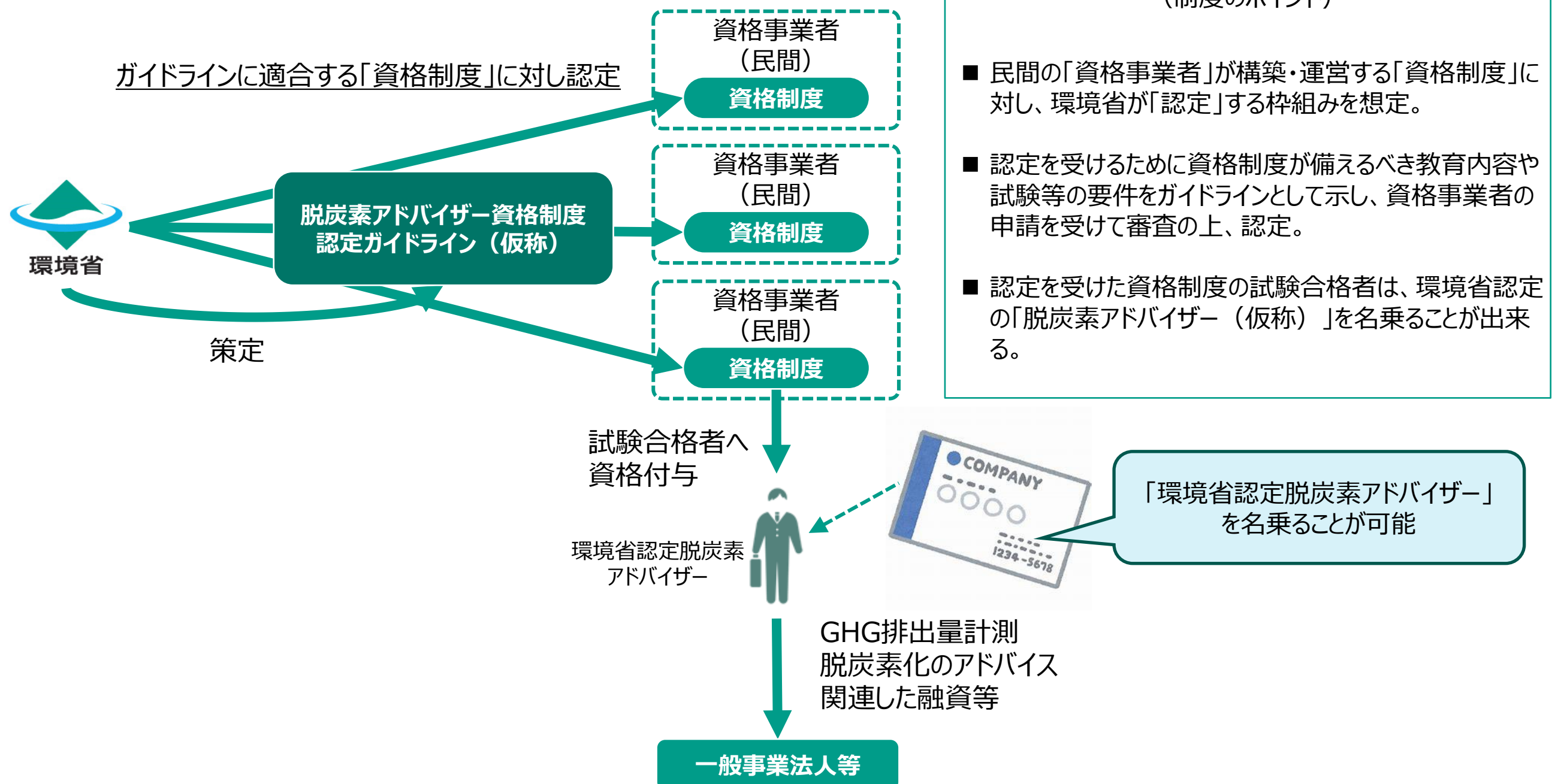
②ガイドライン本文のご説明（資料5・別添資料）

（5）意見交換

資料 1 : 制度の概要（振りかえり）

- ガイドラインによる資格制度の認定は以下のスキームを想定している。

【認定スキームのイメージ】



【前回検討会のご意見（抜粋）と対応】

（１）企業支援に必要となる知見の範囲

- 企業の脱炭素化支援に際しては、GHG計測や削減手法等に関する専門知識のほか、経営全般に関する知見も本来は必要であると考えられるが、ガイドライン上の位置づけ・織り込み方については要検討。

→経営全般に関する知見は、脱炭素化の実施においてGHG計測や削減手法等の専門知識と同等に重要性が高い知見であると整理し、冒頭の「目的」条項にて、当該知見が一般的に必要な旨を明記した。

（２）認定の対象となる「類型」

- 類型①・②・③それぞれの役割を明確にし、役割に対して必要となる知識等のレベルを設定すべき
- 類型③を認定対象外としているが、制度普及の観点からも基礎的な内容の資格も対象としたほうがよいのではないか

→各類型を資格取得者の役割に応じて整理し、かつ、類型③を認定対象とする

（３）各類型に求める知見の水準

- 類型①原案は、金融機関等職員に課すレベルとしては高すぎる（専門コンサルの水準）
- 類型②においてもSBT認定などに対し企業側の関心が高まっているため、一定の知識は必要
- 類型②・③ともに企業に対し気候変動の知識や世の中の動きを説明できるレベルは確保すべき

→類型①のレベル感を引き下げる。類型②にはSBT認定についても範囲を広げる。類型③は認定対象とする以上、サステナビリティ全般の知識にとどまらず、気候変動に関する要素も明確に盛り込む

（４）研修に関する要件

- 研修の要件には時間要素を加味すべき

→必要な研修時間を類型ごとに規定する

資料 3-1 : 論点に基づく類型の再整理 (資格取得者の類型別役割)

役割に応じて求められるレベルが違ふことから、類型①～③までを区分けし、適合する資格類型ごとに認定を付与

	類型①	類型②	類型③
認定の対象	○	○	×→○ (対象とする)
主な資格取得者のイメージ	例えば金融機関の場合		
	● 本部で脱炭素経営支援を担当する職員 (脱炭素に関する高度な知識・能力を持ち、専門的なコンサルティングに従事する職員)	● 支店の営業職員 (脱炭素に関心の強い企業と接する職員、企業の脱炭素化の推進に従事する職員)	● 支店の職員 (日常的に企業と接する職員)
理想とする人材配置 (イメージ)	● 脱炭素コンサルタント専門部署を有する金融機関本部に規模に応じて1名から数名程度	● 大型店舗、中核店舗等を中心に若干名	● 各支店営業職員 (全員)
資格取得者に求められる役割	● 企業の脱炭素経営に対し、包括的なアドバイス (GHG排出量計測の方法、削減手法の例示、削減による排出コストの低減と移行措置コストの考え方など) を提供できること	● 企業に対し、脱炭素の経営上の重要性 (リスク・機会)、GHG排出量の計測方法や企業共通の削減手法を説明できること	● 企業に対し、気候変動対応の必要性を説明でき、脱炭素経営・排出量削減に関する企業からの相談内容を正しく把握できること
名称 (案)	案1 脱炭素アドバイザー 1種 案2 脱炭素アドバイザー Master 案3 脱炭素ストラテジスト	案1 脱炭素アドバイザー 2種 案2 脱炭素アドバイザー Advance 案3 脱炭素アドバイザー 1級	案1 脱炭素アドバイザー 3種 案2 脱炭素アドバイザー Basic 案3 脱炭素アドバイザー 2級

※最新の更新時期を明示するために、「●●アドバイザー2023」など年号を併記する案もある。

資料 3-2 : 論点に基づく類型の再整理 (類型別の必要知識レベル)

脱炭素アドバイザーとして求められる知識・スキルイメージの全体像

必要となる役割イメージ	想定する必要知識レベル		
	類型①	類型②	類型③
企業に気候変動対応の重要性を理解してもらうための対話	気候変動対応の重要性を説明できる		
企業に自社の排出量を計測してもらうためのアドバイス	GHG排出スコープがどのようなものを説明できる		
	スコープ1・2の計測方法を説明できる		
	スコープ1～3の計測を支援できる		
企業に排出削減目標、計画、実施を実践してもらうためのアドバイス	国際的な動向等を説明し、GHG削減の必要性を説明できる		
	SBTの意義を説明でき、スコープ1・2の削減を説明できる		
	SBTベースの目標設定を支援できる		
企業に脱炭素の取組やGHG排出量の開示を行ってもらうためのアドバイス	開示の意義や必要性を説明できる		
	気候変動に関する開示を促すことができる		
	TCFD開示の支援ができる		
企業が脱炭素戦略を進める際の資本投下に関するアドバイス	企業戦略/財務戦略をサポートできる		

ガイドラインの範囲

必要な役割だがガイドラインの範囲外

資料4：ガイドラインの全体構成

第1章 総則

1.1 目的

→本制度の背景、必要となる支援、本制度が扱う範囲等を説明

1.2 認定手続き

→本制度の認定手順を説明

第2章 認定の対象となる資格事業者

2.1 資格事業者の適格要件

→法的要件等を規定

2.2 認定の申請に係る要件等

2.2.1 資格事業者に関する要件

→申請手続き・提出書類等を規定

2.2.2 資格制度の運営状況に関する要件

→制度の継続的な運営を行うための要件を規定

2.2.3 認定取得後の報告

→試験実施状況の報告要件

2.2.4 認定取得後の継続及び変更

→更新期限（2年）の設定と休止時・廃止時の扱い

2.2.5 要件に適合するために必要となる措置に関する勧告

→認定の取り消しに関連し、事後的に資格制度内容が認定要件に合致しなくなった場合の改善要請ができるよう規定

2.2.6 認定の取り消し

→諸要件に合致しなくなった旨が判明した場合の認定取り消しについて規定

第3章 認定の対象となる資格制度の要件

3.1 資格制度が提供すべき知識等の要件

3.1.1 資格制度における資格類型と類型別に求められる能力及び役割の類型

→類型①～③の設定と各類型の役割の考え方（詳細は別表1）

3.1.2 類型別に求められる知識等の水準

→類型①～③に応じた水準の考え方を規定（詳細は別表2）

3.2 研修

→研修実施を要件とする（詳細は別表3）

3.3 資格付与試験等

3.3.1 資格付与試験等の内容

→試験作成者に関する要件

3.3.2 資格付与試験等の形式

→試験方法に関する要件

3.4 資格保持者の能力等維持のために講ずるべき措置

→再研修・テキスト更新

附則

1. 経過措置→制度開始以前の資格取得者の救済規定

2. 本ガイドラインの改訂→必要に応じた改訂を規定

別表1 資格制度の各類型において想定する資格取得者とその役割

→類型①～③の役割を明示

別表2 各類型において求められる知識等の水準

→類型①～③の役割に応じた知識水準

別表3 研修形式 →類型①～③別の研修時間等

1.1 目的

【本文】

企業が脱炭素化を進めるにあたり、自社のサプライチェーンから排出される温室効果ガス（以下、「GHG」という）を把握し、削減することが求められる。そのためには、GHG排出量の算定、削減目標の設定、具体的な削減策の実施、財務面を踏まえた設備投資の検討や経営方針への反映など多様な知見が必要になることから、専門的な知識等を備えたアドバイザーによる支援が必要なケースが多い。こうした状況に鑑みて、わが国全体として、十分な知見・能力を持ったアドバイザーを育成していく観点から、適切な事業者が一定の基準を満たした教育プログラムを提供する場合に、国として認定を与える枠組みを構築する。

本ガイドラインでは、GHG排出量の計測・削減等の具体的な支援内容に応じて、アドバイザーが資格制度を通じて習得すべき知識等の水準を規定する。アドバイザーが取得すべき知見等の教育および資格試験等を提供する事業者（以下「資格事業者」）が提供する資格制度について、環境省が本ガイドラインに基づく認定を行うことで、同資格制度の活用を勧奨し、わが国企業の脱炭素化を人材面から後押しすることを政策目的としている。以下では、資格事業者が当該認定の申請に際して必要となる遵守事項および手続き等について定める。

【ポイント】

- 企業が脱炭素化を進めるために必要となる知見等が第三者から提供される際に、提供する第三者（事業者）が一定の水準を確保するためのガイドラインという趣旨を明確化した。
- 第1回検討会でいただいたご意見を反映し「脱炭素化においては、本来は経営支援も必要」という旨を織り込みつつ、本ガイドラインにおいては、GHG計測・削減といった気候変動対応にフォーカスした内容であることを示した。
- 不適切な事業者をどのように排除すべきかの観点から、「適切な事業者が一定の基準を満たした教育プログラムを提供する場合に、国として認定を与える」との文言を記載した。

※目的で足りない箇所あり。自社排出が抜けている（冒頭）

1.2 認定手続き

【本文】

環境省は以下の手続きにより資格事業者が運営する資格制度に認定を与える。

- ① 資格事業者が本ガイドラインに基づく認定の取得を希望する場合には「第2章 2.2 認定の申請に係る要件等」に定める手続きに従い、申請を行う。
- ② 環境省は、本ガイドライン「第2章 2.1 資格事業者の適格要件」および同「第3章 認定の対象となる資格制度の要件」に基づき、また同「第1章 1.1目的」の趣旨に鑑みて、資格事業者および同資格事業者が提供する資格制度の認定の適切性を総合的に審査する。その結果、認定の付与対象として適切であると判断する場合には、その旨を当該資格事業者に通知するとともに、当該資格制度が認定対象であることを遅滞なく公表する。

【ポイント】

- 本制度が事業者自体の認定や資格制度取得者への資格付与との誤解を招かないよう、資格制度運営事業者が運営する「資格制度」に認定を与える制度であることを明記した。
- 「総合的に審査」とし、要件では排除しきれない不適格事業者を排除できるよう規定した。

1.3 認定を示す表記の使用

【本文】

資格事業者は、認定を受けた資格制度について、認定を受けた日以降に別紙1の表記を使用することができる。

【ポイント】

- 認定された資格制度の場合は、「環境省認定」を受けた旨の表記を使用することとした
- 表記の使用にあたっては、当該資格制度に合格した者についても、環境省認定資格制度の資格取得者である旨を示すため、認定した資格制度と同様の表記を使用することを認める旨、規定した。（別紙1で規定）

別紙1 認定を示す表記の使用

1. 「環境省認定脱炭素アドバイザー1種（仮称）」の認定を取得した場合は、その旨の表記を該当する資格制度に記載することを認める。

当該資格取得者が「環境省認定脱炭素アドバイザー1種（仮称）」との表記を名刺等に記載することも認めるものとする。

（中略）

4. 当該表記に関しては、特定のフォント等を規定するものではない。

2.2 認定の申請に係る要件等

【本文】

2.2.1 資格事業者に関する要件 (中略)

- ④ 認定を受けようとする場合には、資格制度の実施の方法について、以下の書類を添付するものとする。
- (イ) 認定を受けようとする資格制度において資格付与するための試験等（以下「資格付与試験等」という。）の実績に関する事項
 - (ロ) 資格付与試験等の実施予定に関する事項
 - (ハ) 資格付与試験等を受けることができる者の条件に関する事項
 - (ニ) 資格付与試験等の内容に関する事項
 - (ホ) 資格付与試験等に係る試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に関する事項
 - (ヘ) 資格付与試験等の合格者の登録及び証明等に関する事項
 - (ト) 資格付与試験等の合格者の知識及び技術の維持向上のための措置に関する事項
 - (チ) 資格付与試験等の合格者の登録の抹消等に関する事項
 - (リ) 認定を受けようとする者が「2.1 資格制度運営事業者の適格要件」のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

【ポイント】

- 資格事業者の一般的な法的要件（不適格要件）に加え、④として、主に試験の実施に係る事項をあらかじめ提出することを求めた。
- これによって、試験の適正性を判断できるようにし、かつ、一定水準の試験を提供できない事業者を排除できるようにした。

2.2 認定の申請に係る要件等

【本文】

2.2.2 資格制度の運営状況に関する要件

認定を申請しようとする者は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- ①資格付与試験等が申請までに一回以上実施された実績を有するものであること
- ②資格付与試験等が安定的に実施されるものであること
- ③資格付与試験等の受験条件が広く一般に公表されていること
- ④資格制度が特定の者に利益を与えるものでないこと
- ⑤合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した証明書等を交付するものであること
- ⑥資格を付与された者が不正又は著しく不当な行為をした場合における資格の抹消等のための審査手続が適切に定められているものであること

【ポイント】

- 資格制度の適正な運営を確保するために、試験実績、安定的な実施、受験情報の公表や不利益を与えるものではないこと、などの要件を課すこととした。
- これら要件にしたがっていることを資格事業者は確認の上、前項④に係る書面を提出することを想定

2.2 認定の申請に係る要件等

【本文】

2.2.3 認定取得後の報告

- ① 環境省は、本ガイドラインに基づく資格制度又は事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定を取得した資格制度を運営する資格事業者に対し、必要な報告を求めることができる。
- ② ①にかかわらず、認定を取得した資格制度を運営する資格事業者は、資格付与試験等に係る以下の実施状況を環境省に定期的に報告するものとする。
 - (イ) 受験者数及び属性
 - (ロ) 合格者数及び属性

【ポイント】

- 制度の安定性を確保するため、必要に応じ制度運営等に係る報告を求めることを規定した。
- 試験実績を報告させるべきとのご意見を反映し、受験者・合格者の数と属性を事後に定期的に報告するようあらかじめ求める規程も設けた。

2.2 認定の申請に係る要件等

【本文】

2.2.4 認定取得後の継続及び変更

- ① 「2.2.1 認定の申請」 認定を受けた資格制度は認定を取得後、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- ② 認定を受けた資格事業者は、「2.2.1 資格事業者に関する要件」に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を届け出るものとする。
- ③ 認定を受けた資格事業者は、資格制度を休止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を届け出るものとする。
 - (イ) 休止し、又は廃止しようとする資格制度の名称
 - (ロ) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
 - (ハ) 休止又は廃止の理由

(以下略)

【ポイント】

- 認定には一定の有効期限が必要との観点から2年更新を求めることとした。

2.2 認定の申請に係る要件等

【本文】

2.2.5 要件に適合するために必要となる措置に関する勧告

環境省は、認定を取得した資格制度を運営する資格事業者が、「2.2.2 資格制度の運営状況に関する要件」に掲げる要件に適合しなくなったと認めるときは、当該資格事業者に対し、当該要件に適合するため必要な措置をとることを勧告することができる。

【ポイント】

- 認定取得後に資格制度の内容が要件に適合しないことが判明した際には、（後記の「認定の取り消し」前に）改善を求めることができるよう規定した。

2.2 認定の申請に係る要件等

【本文】

2.2.6 認定の取り消し

環境省は、認定を取得した資格制度を運営する資格事業者が、次に掲げるいずれかに該当するときは、当該資格事業者に付与した認定を取り消すことができる。

- ① 「2.1 資格事業者の適格要件」に該当すると認められるに至ったとき
- ② 「2.2.3 認定取得後の報告」による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ③ 「2.2.4 認定取得後の継続及び変更」②、③に違反したとき
- ④ 「2.2.5 要件に適合するために必要となる措置に関する勧告」による勧告に従わなかったとき

【ポイント】

- 認定の取り消し要件を規定した。
- 具体的には
 - ① 暴力団等と認められること事後的に判明した場合
 - ② 求められた報告に応じなかった場合
 - ③ 変更の届け出を行わなかった場合
 - ④ 前項の改善措置を講じなかった場合
- これによって、事後的に資格事業者が不適格であることが判明した際の措置を講じられることとした。

3.1 資格制度が提供すべき知識等の要件

【本文】

3.1.1 資格制度における資格類型と類型別に求められる能力及び役割の類型

本ガイドラインが対象とする資格制度は、資格取得者に求められる能力及び役割に応じ、別表1「資格制度の各類型において想定する資格取得者とその役割」の通り、**類型1**、**類型2**及び**類型3**に区分される。

【ポイント】

- いただいたご意見を反映し、類型3も認定対象とすることとし、役割に応じた区分を設定する旨、規定した。
- 各類型については、別表1で規定
- なお、以降（目次含む）の「類型」については、適切な名称が確定次第置換する。

別表1 資格制度の各類型において想定する資格取得者とその役割

資格制度の 類型	資格取得者に求められる役割
類型1	企業の脱炭素経営に対し、包括的なアドバイス（GHG排出量計測の方法、削減手法の例示、削減による排出コストの低減と移行措置コストの考え方、など）を提供できること
類型2	企業に対し、脱炭素の経営上の重要性（リスク・機会）、GHG排出量の計測方法や企業共通の削減手法を説明できること
類型3	企業に対し、気候変動対応の必要性を説明でき、脱炭素経営・排出量削減に関する企業からの相談内容を正しく把握できること

【ポイント】

- 類型1は、過度に専門的な役割を担うのではなく、GHG削減に関し、企業の経営陣に対し、GHG計測・削減については一定の具体的な取組を示すなど、脱炭素経営に係る包括的なアドバイスを与えることを役割とした。
- 類型2は、企業に対し脱炭素化に向かう取組を促すため、脱炭素の重要性を説明する役割、および、計測・削減に関して、一般的な取組を説明できることを役割とした。
- 類型3は、企業に気候変動対応の必要性を理解させ、脱炭素に向けた相談に係る論点を（回答はできないまでも）理解し支援につなげる機会をとらえることを役割とした。

3.1 資格制度が提供すべき知識等の要件

【本文】

3.1.2 類型別に求められる知識等の水準

申請を行う資格事業者が提供する資格制度は、「3.1.1 資格制度における資格類型と類型別に求められる能力及び役割の類型」に定める類型1、類型2及び類型3に応じ、別表2「各類型において求められる知識等の水準」に掲げる知識等の水準を満たす内容を有することが求められる。

【ポイント】

- いただいたご意見を反映し、類型1の水準を下げることにした。
- 類型1・2の差分については、対象企業のスコア3計測の可否ではなく、役割の応じた対応ができる水準で差分を設けた。
- 類型3については、原案ではサステナブル全般の知識を要件としたが、認定対象とするため、一般的なサステナブル研修においても、気候変動について最低限含まれるべき内容を規定した。
- 具体的な水準については、別表2で規定

別表2 各類型において求められる知識等の水準

資格制度の類型	資格において求められる知識等の水準			
	気候変動対策の重要性に関する理解	排出量算定に関する理解	削減目標、計画、実施に関する理解	情報開示に関する理解
類型1	—	● スコープ3排出量の基本的な考え方及び算定方法 ● スコープ1、スコープ2及びスコープ3 各カテゴリの計測方法	● SBTに沿った目標設定 ● SBTの認定基準 ● 進捗評価の方法 ● SBTに沿ったネットゼロ目標の設定 ● スコープ3排出量の代表的な削減方法	● TCFD等の国際規格に対応した気候変動に関する情報開示の考え方の詳細
類型2	—	● スコープ1及び2排出量の基本的な考え方及び算定方法 ● サプライチェーン排出量算定の概要 ● 排出量算定の概要 ● 算定の原則 ● 算定対象範囲	● SBTの概要 ● SBTの目的・取組みの概要 ● 日本企業のSBTへの取組み状況 ● GHG削減目標の設定 ● 削減目標設定の手順（排出量把握、目標水準の決定、削減施策の検討） ● スコープ1、2排出量の代表的な削減方法 ● 排出権取引・カーボンクレジット、炭素除去による削減方法	● GHG排出量開示の必要性の考え方
類型3	サステナビリティ全般の基礎知識の習得において、気候変動対策の重要性に関する以下の事項			
	● 温暖化の影響（主に物理的リスク）と脱炭素の必要性に関する理解 ● 脱炭素政策等から生じるリスク（移行リスク）に関する理解	● GHG排出源（スコープ）に関する理解（GHGプロトコルにおけるサプライチェーン排出量）	● 脱炭素化に関する国際的な動きに関する理解 ● 企業経営において排出量削減（ネットゼロの実現）が必要とされる背景	● 企業における気候変動に関する開示の意義

【ポイント】

各類型の知識レベル

ご意見をいただいた通り、当初案から、類型1のレベルを下げた。また、類型3を認定対象とするため、気候変動に対する知見を具体的に盛り込んだ。

■ 類型1：

- ① スコープ1～3計測支援ができる
- ② SBTベースの目標設定支援ができる
- ③ TCFD開示の支援ができる

■ 類型2：

- ① スコープ1・2の計測方法説明ができる
スコープ3を含むサプライチェーン排出計測の意義を説明できる
- ② SBTの意義を説明できる
スコープ1・2削減目標設定、削減施策の例示を説明できる
- ③ 開示を推奨できる

■ 類型3：

気候変動対応の重要性を説明できる知識を確保することを前提とし

- ① GHG排出スコープを説明できる
- ② 国際的な動きを説明し企業にGHG削減の必要性を説明できる
- ③ 開示の必要性を説明できる

3.2 研修

【本文】

資格事業者は、資格を取得しようとする者に適切に知見を教授できるよう、「3.1.2 類型別に求められる知識等の水準」に定める内容について、別表3に定める研修形式の要件を満たすことが求められる。

【ポイント】

- 具体的な研修の要件については、別表3で規定

別表3 研修形式

資格制度の類型	研修の形式	
	研修の実施形態	最低必須時間
類型1	原則任意（必ずしも対面の講習を必要としない） 排出量算定については、実技講習の実施を含むこと	8時間（うち、実技講習2時間）
類型2		3時間（うち、実技講習1時間）
類型3	原則任意（必ずしも対面の講習を必要としない）	任意

【ポイント】

- 研修実施形態は多様と考えるため、詳細は問わないこととした。
- 類型1・2については、対象スコープは異なるが、排出量算定に係るカリキュラムに計算問題等、実際に計算を行える実技講習として要件とした。
- ご意見をいただいた通り、各類型とも一定の研修時間を設定した。ただし、類型3については、対面以外（テキストのみの自学自習）が想定されるため、必須時間は設けないこととした。

3.4 資格維持のために講ずるべき措置

【本文】

類型1及び類型2に区分される資格制度に対し認定の申請を行う資格事業者は、資格保持者の知識等の陳腐化を防止するため、以下の観点から適切な措置を講じる必要がある。当該措置については、「2.2.2 資格制度の運営状況に関する要件」に定める通り、申請時に書面にて提出することが求められる。

- ① 国内外の基準、排出量算定実務の変更時において学習機会の提供や知見の再査定・再研修、資格の更新等が確保されていること
- ② 資格の実効性低下の防止にかかる措置等（テキスト・試験の更新等）が適切に講じられていること

【ポイント】

- 付与した資格に係る有効期限までは定めないが、フォローアップを行うことで、知識が陳腐化することは避ける必要があるとの観点から、再研修、更新等を行う要件を設定した。
- さらに、テキスト・試験も時機に合わせ更新することを求めることとした。
- ただし、対象となる区分は類型1・2のみとし、類型3については、実行性の観点から要件として求めることはしないこととしている。

附則

【本文】

1. 経過措置

資格事業者が資格制度の認定取得前に付与した資格については、当該認定取得前の資格制度が「第3章 認定の対象となる資格制度の要件」に規定する要件を満たしていた場合、もしくは、認定取得前の資格制度が要件を満たしていない場合であっても、既存の資格制度において資格を取得した者に対し要件を満たす学習機会等を提供した場合には、既存の資格取得者が保有する資格を認定取得後の資格と同等に扱うことを認めるものとする。

2. 本ガイドラインの改訂

本ガイドラインは、気候変動に係る国際的な動向及び国内法制等の状況等によって、必要に応じ改訂する。

【ポイント】

- 認定制度導入前に実施されていた資格制度の取得者についても、対象とする方向で検討した。
- 主に類型3が該当すると思われるが、①既存の制度が認定要件を満たしている場合、②満たしていない場合であっても、補助的学習機会の提供等により要件を満たす内容を提供している場合も含むものとした。
- ガイドライン自体の改訂についても言及するが、定期的な見直しではなく、スタンダードの改訂等に応じ適宜改定することとした。